大阪市告示第1395号

大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号）第25条第２項の規定により、事後調査計画書の提出を受けたので、同条第３項の規定により、次のとおり公告し、その写しを公告の日から１月間縦覧に供する。

令和８年10月16日

大阪市長　　横　山　英　幸

１　事後調査計画書の概要

⑴　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

ア　ダイビル株式会社

代表取締役　鍬田　博文

大阪市北区中之島三丁目６番32号

イ　関電不動産開発株式会社

代表取締役　福本　恵美

大阪市北区中之島三丁目３番23号

⑵　対象事業の名称

中之島三丁目共同開発

⑶　対象事業の実施を予定している区域

大阪市北区中之島３丁目

２　事後調査計画書の写しの縦覧

⑴　縦覧に供する場所

大阪市環境局環境管理部

大阪市住之江区南港北２丁目１番10号　ＡＴＣビルＯ’ｓ棟南館５階

⑵　縦覧期間

令和８年10月16日（金）から同年11月16日（月）まで

⑶　縦覧時間

日曜日、土曜日及び祝日を除く午前９時から午後５時30分まで

⑷　インターネットを利用した方法で行う縦覧

大阪市環境局ホームページ

（https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011010.html）

（環境局環境管理部環境管理課）